

愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議設置要綱

(目的)

第1条 愛知県犯罪被害者等支援条例第8条に規定する「支援に関する指針」策定に向けた検討を行うため、「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。
- 3 会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 座長は、会議を総括し、進行する。
- 5 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(会議)

第3条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議、検討等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議等の円滑な運営に著しい支障が生じたと認められ、座長が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合
- 2 会議等の傍聴方法については、別に定める。
 - 3 会議の資料及び議事録については、原則公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。